

令和6年度 山梨県困難な問題を抱える 女性支援調整会議 代表者会議



山梨県 女性相談ルーム かもしか <https://kamoshika.sodan.chat/>

令和7年1月23日(木)10時～
山梨県庁防災新館406会議室 & オンライン

皆様へのお願い

- 本日の説明会等は、会議運営の記録作成のため、録画をさせていただきます。
- 出席者の皆様は、団体名・氏名（よみがな）を登録のうえ、入室をお願いします。＜例：〇〇市 △△（よみがな）＞
- 会議中は画面オン・音声オフでお願いいたします。
- 音声が届かない等の不具合があった場合は、事務局宛にチャット等でお知らせください。

1 開 会

2 子育て支援局次長 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

(1)「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」の
令和6年度進捗状況について

山梨県困難な問題を抱える女性支援調整会議について

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条第1項に基づく支援調整会議の実施に関するガイドライン（R6.4.1）】

1 事業の目的

- 女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（支援調整会議）を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

2 事業の概要・スキーム

ア 代表者会議

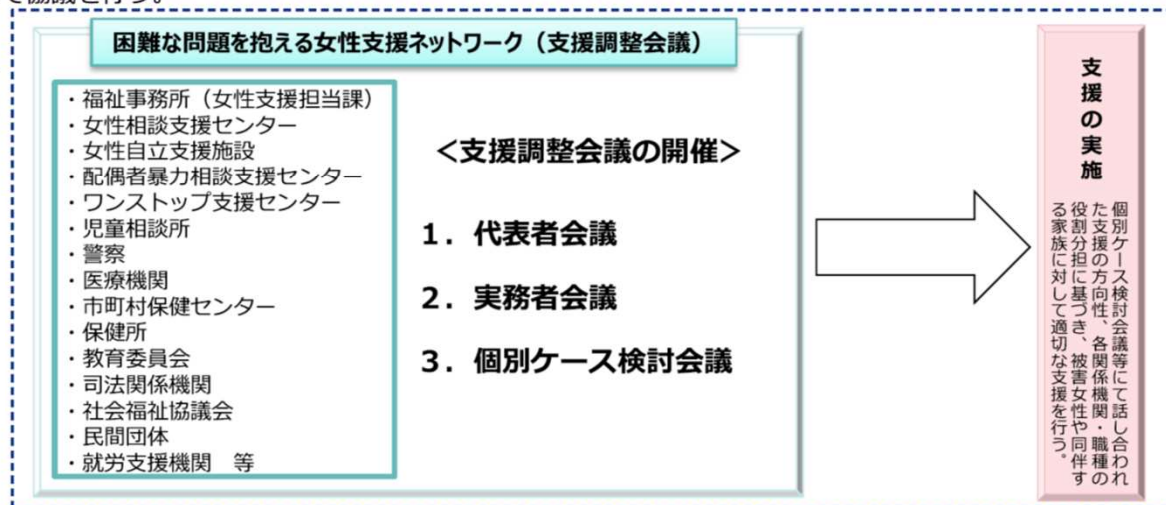
ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援体制の地域における全体像、②調整会議全体の評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

実際に支援を行う実務者から構成される会議であり、①個別ケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。



やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画の概要について

趣 旨

- **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（第8条）に基づく都道府県計画。**
※ 市町村計画については、国の基本方針に則し、かつ、都道府県計画を勘案して、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない
- **国の基本方針を踏まえ、計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間。**

理 念

「すべての女性が安心して暮らすことができ、夢や希望に向かって歩むことができる山梨県」

基本的な取組の視点

- ① **本人の声を受け止めること**
相談者の立場に寄り添って、課題や背景等を整理し、必要とする支援に適切につなぐこと
- ② **早期から切れ目なく支援すること**
早期発見・対応に向けた取組から地域での生活再建を支える取組まで、切れ目のない支援を進めること
- ③ **本人の自立を支援すること**
本人の希望や意思を尊重した自立支援の取組を進めること
- ④ **関係団体や民間団体と連携・協働すること**
様々な関係機関や民間女性支援団体と連携・協働した取組を進めること
- ⑤ **女性の人権を尊重すること**
若い時期から自分を大事にし他者を尊重する人権意識を育む取組を進めること

やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画の概要について

基本方針1

相談支援の強化
本人の自立に向けた

基本方針2

情報発信
関係機関との連携体制の強化・

施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援

〔主な取組〕 DV・性暴力等に関する相談支援、SNSを活用した相談支援

施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援

〔主な取組〕 民間シェルターでの生活相談・自立支援の実施

施策の柱3 女性相談支援センターの機能強化

〔主な取組〕 女性相談支援員の資質向上、一時保護の適時適切な実施

施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築

〔主な取組〕 市町村支援（基本計画策定、女性相談支援員の配置促進）
支援調整会議の開催、民間女性支援団体の立ち上げ等の支援

施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化

〔主な取組〕 ジェンダー平等、DV・性暴力等防止への啓発推進

困難な問題を抱える女性への自立支援推進事業費 ～R6年度新規事業～

SNS相談業務委託「女性の相談ルーム かもしか」

- ・ 若年層へのアウトリーチを期待
- ・ 特定NPO法人エンパワメントかながわへの業務委託により実施(R6.7.22～)
- ・ 12月末現在の相談件数は120件(うち支援機関へつないだ件数は9件)
- ・ 30代(31.7%)、40代(22.5%)の相談割合が高く、20代以下の相談者の割合は16.7%
- ・ 継続的な窓口周知(商業施設・学校等)に加え、若年層向けにSNS広告の活用を予定

DV被害者等自立生活支援事業

- ・ 一時保護所退所後の自立支援、定着支援を委託(R6.7～)

支援調整会議(代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議)

- ・ 困難な問題を抱える女性に対する支援について、関係者間での調整を行うための会議(R6.12～)

困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー派遣事業

- ・ 佐々木由紀氏に囑託
- ・ 女性支援を行っている民間団体に対し、事例検討の助言、研修講師として派遣(12月末現在の派遣実績:7件)

困難な問題を抱える女性支援団体育成・強化推進事業費補助金

- ・ 民間団体が行う新たな女性支援事業に対し、備品購入費の1/2を限度に補助(12月末現在の交付申請数:2件)
- ・ 緊急避難所の整備(ベッド、家電等)、女性相談窓口の設置(PC等)に活用

女性相談の状況

相談件数 (R1～R6)

年度	来所相談		電話相談		相談計	DV計
	計	内DV	計	内DV		
R1	357	277	1,750	854	2,107	1,131
R2	197	178	2,121	1,290	2,318	1,468
R3	171	127	1,540	778	1,711	905
R4	183	149	1,738	679	1,921	828
R5	202	167	1,900	757	2,102	924
R6 ※4～12月計	86	67	1,462	552	1,548	619

R6相談の特徴 … 来所相談件数の減少:住民基本台帳事務における支援措置申出に関する手続きの変更(更新時は電話等による聞き取り)が影響

証明書発行状況

	R5	R6 ※4～12月
一時保護証明書	6	8
来所相談証明書	58	54
住民基本台帳事務における支援措置関係	123	73
計	187	135

一時保護の状況①

年度	入所者数		入所日数	子どもを同伴した 入所者数
	計	内DV		
R1	17人	15人	330日	11人
R2	12人	12人	147日	4人
R3	5人	3人	96日	3人
R4	8人	7人	106日	4人
R5	10人	9人	105日	4人
R6 ※4～12月計	15人	11人	214日	7人

状況

- ・ 入所者数、入所日数ともに増加傾向
- ・ R3～R4にかけての減少は、コロナ禍における移動控えが影響と分析
- ・ 入所者の主訴はDVが7～8割を占める

課題

- ・ 困難女性支援法施行(R6. 4. 1)以降、「生活困窮」「帰住先がない」という訴えが増加
→ 生活保護、住居確保自治体等と役割分担の確認、連携強化等を推進
- ・ 入所期間が長引くほど葛藤やストレスが肥大
→ 入所中の心理的援助と早急な支援方針の決定を推進

一時保護の状況②

衣食住の充実

- ・ 個々の要望に応じた献立の提供（アレルギー、宗教上の戒律等）
- ・ 設備の充実（TV、エアコン、ラジオ、空気清浄機、加湿器等）
- ・ 余暇物品の充実（書架、DVD、ボードゲーム、玩具等）
- ・ 衛生的な環境（入所者の有無にかかわらず毎日清掃を実施）

体調管理

- ・ 入所時に必要事項を聴取
- ・ 保健師による健康観察、相談
- ・ 必要に応じて受診に同行
- ・ 妊娠中の入所者に対しては妊婦体操や軽い運動等を指導、提供

学習支援の提供

- ・ 一時保護所に同伴された学齢期の児童に提供
- ・ 家庭教師派遣により実施（1日あたり2時間程度）
- ・ 12月末現在、児童2人を支援

保育活動の提供 （新）

- ・ 一時保護所に同伴された未就学児に提供
- ・ 保育士資格を持つ専門家の登録制により実施
- ・ 入所者のレスパイト、育児相談等への対応を念頭
- ・ 12月末現在、未就学児2人を支援

女性相談支援員の資質向上に向けた取組

女性相談支援員の体制

女性相談支援センター：4名（会計年度任用職員）

R6研修参加状況（参加予定を含む）：26回

- ◆ 困難ケース解決に向けた事例検討に加え、ジェンダー平等等を学ぶための研修に参加

【内部研修】

- ・ 専門的な困難ケース解決のためのアドバイザー派遣事業研修会
- ・ ケースカンファレンス
- ・ 復命研修

【外部研修】

- ・ 国立女性教育会館主催「女性関連施設相談員・相談事業担当者研修」
- ・ ドーン財団主催「フェミニストカウンセリング専門講座2024（全4回）」
- ・ 全国女性相談支援員研究協議会
- ・ 関東甲信越地区女性支援事業研究協議会
- ・ 内閣府、厚生労働省主催の各研修／県主催の各研修／法人主催の各研修

- ◆ やさしい日本語、関係法令等を幅広く学ぶための研修への参加も検討中

困難な問題を抱える女性に関する市町村支援について

R6.11.19 R6県・市福祉事務所
女性支援担当者向け説明会資料

課 題

- DV・性被害など、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、県や一部市町村は、女性相談支援員（以下「相談支援員」という。）を配置し、その置かれた状況に応じ、きめ細やかな支援を実施。
- 近年、国籍や出自、疾病や障害、過去の経験に起因する様々な差別・社会的排除等に直面するなど、女性が抱える問題は複合化・複雑化。
- 相談支援員が受けた相談延べ件数（来所・電話）は、DV防止法全面施行の平成14年度以降、本県及び全国で中長期的に増加（※）
（※）山梨県 1.84倍（H14：1,557件 → R4：2,866件） 全国 2.49倍（H14：174,704件 → R4：434,285件）
- 国が示す「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」において、市町村は地域住民にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たすことに加え、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施主体であることから、必要な支援を包括的に提供することが求められているところ。

目 標

- 「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画（R6.3策定）」において、次の成果目標を設定。
 - ①市町村基本計画の策定市町村数（R4：0 → R10：27）
 - ②相談支援員の設置市町村数（R4：2 → R10：27） ※困難女性支援法上、①②とも努力義務

方 針

- 各市町村において、抱えている課題（職員定数、財源、女性支援に係る知見の不足等）は一様ではないこと等を踏まえ、総論的な啓発や支援内容の提示ではなく自治体個々の課題に応じた伴走支援が効果的。
- 上記支援にあたっては、計画策定・女性相談等の技術的支援、民間女性支援団体等との連携支援等の幅広い支援が求められることから、県による包括的な支援を実施。

県の対応

- 個別に各市町村へヒアリングを行い、女性支援への課題等を把握のうえ、県が提供可能な支援を実施。
- 県の支援と並行して、市町村の取組状況を定期的に把握（半年に1回程度）。

困難な問題を抱える女性に関する市町村支援について

市町村基本計画の策定が求められる理由

- 地域における女性支援の担い手として、行政運営の指針が示されていない状態。
- 地域住民に対し、女性支援に関する中長期の目標を設定し、その実現に向けた具体的な施策の方向性を示す必要。
- 庁内の各部門が一貫した方針の下で、効率的な行政運営が可能。
- 基本計画は政策的に関連の深い他の計画（配偶者暴力防止等法第2条第3項に規定する市町村基本計画、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画等）と一体のものとして策定が可能。

市町村に相談支援員の配置が求められる理由

- 相談支援員が受けた相談件数の増加に加え、女性が抱える複雑化・複合化した課題に対し、相談支援員には高い専門性が求められるなど、県内における女性支援の体制強化が急務。
- 市町村等では、支援に必要となる戸籍・住民票、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、生活保護、公営住宅等の制度を一元的に所管しており、制度部門間の緊密な連携により、早期かつ包括的な支援の提供が可能。
- 相談者にとって最も身近な市町村等での相談は、移動や金銭的負担の軽減につながる。
- 市町村等への相談が適切でない場合には、女性相談支援センターへの相談を提案するなど、相談者の課題やその危険性に応じた選択肢を提供することが可能。

上記取組（計画策定・相談支援員配置）を受けた県の新たな役割

<市町村基本計画：子ども福祉課>

- 未策定市町村からの要請等に応じ、基本計画の策定を支援（構成、記載項目等の助言、データ提供等）。

<市町村への相談支援員の配置：女性相談支援センター>

- 女性相談支援員の相談・支援は難易度の高い職務であることに加え、市町村等への配置を進める場合、部署内に一人配置や経験年数の少ない相談支援員の配置等も想定されることから、相談支援員の専門性確保・継承、孤立の防止等を含むサポート体制の構築が不可欠。
- 市町村等に配置される相談支援員が専門的知識と技能を向上（相談対応、アセスメント、関係機関との協働・連携等に関する手法）を図るために必要な日常的なサポートに加え、定期的な研修会を実施。

男女共同参画・外国人活躍推進課

- 第5次山梨県男女共同参画計画（R4. 3策定）
- 第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(下位計画)（R6. 3策定）

一人ひとりが活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を実施。

現在の課題

- ・女性に対する暴力について社会の理解が不十分
- ・若い世代におけるデートDVや性暴力
- ・被害の潜在化

取組内容・成果

①「やまなしパープルリボンプロジェクト」の実施

11月の女性に対する暴力をなくす運動期間中に、県民啓発講演会のほか、県（県庁、県議会議事堂、藤村記念館、ココリなど）・市町村（甲府市・山梨市・韮崎市・甲斐市）の公共施設のライトアップや企画展示などを実施。

『ひろげる・つなげる・むすびあう やまなしパープルリボンプロジェクト』として、集中した啓発活動を展開。

- ◆講演会：11月23日（韮崎市民交流センターニコリ）（参加者90名）
 講師：村山世奈氏・二階堂はるか氏（NHK報道局社会番組部ディレクター）
 講演：声を力に～NHK“性暴力を考える”取材班からのメッセージ～



② D V 被害相談促進動画の放映

D V 被害者や周囲の人が D V 被害に気づき、相談行動することで適切な支援につなげる契機とするため、令和 4 年度に作成した D V ・デート D V の相談促進動画を山梨県公式 YouTube チャンネルで公開。

◆視聴回数：約 6,400 回（引き続き公開中）



③ 職務関係者研修の実施

デート D V や性暴力防止に資するため、県教委等と連携して職務関係者に研修を実施。

◆教職員（小中高特支、役職不問）への研修 1 回（峡北地区）

講師：NPO 法人ぱっぷす 内田絵梨氏 参加者：40 名

◆高校教諭（県下全高校の生徒指導主事）への研修 1 回

講師：山梨県弁護士会 石川恵氏 参加者：43 名

④ D V 被害防止パンフレットの作成・配布

配偶者や恋人からの暴力に悩んでいる方に相談を促すためのパンフレットを作成。イベントでの配布、市町村、関係機関、高校入学者等への配付等を行った。



⑤ ぴゅあ総合における普及・啓発事業

男女共同参画に関する様々なテーマについて講座等を行い、普及・啓発を実施。

⑥「やまなし性暴力被害者サポートセンター」運営（県委託事業）

性暴力被害者などから相談を受け、被害者に対して支援機関と連携して産婦人科医療、カウンセリング、法律相談、警察への付き添い等、総合的なサポートを行う「やまなし性暴力被害者サポートセンター（かいさぽももこ）」（ワンストップ支援センター）を、「（公財）被害者支援センターやまなし」に委託し運営。

委託業務の中で、県民への啓発活動として、新聞広告やパンフレット・相談カードの作成・配布、関係機関への研修なども実施。



今後の改善点・目標

- ・継続した意識啓発、啓発方法の工夫
（県民・団体・企業を巻き込んだ運動の展開等）
- ・幅広い職務関係者への研修実施
- ・啓発資料配布先のさらなる開拓

女性支援の充実に向けた宣言(三田宣言)

(令和6年1月26日女性支援新法全国フォーラム合意)

- ① 女性支援新法の趣旨に則り、支援対象者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、困難な問題を抱える女性を取り残されたり、制度の狭間に落ちないように、当事者主体の観点から、支援機関が責任を持って必要な支援をコーディネートすること。
- ② 女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細かで包括的な支援を受けられるよう、丁寧なソーシャルワークを行い、関係する行政機関と関係団体において、つなぐ支援、つながり寄り添い続ける支援を実践すること。特に、一時保護や女性自立支援施設における中長期的支援が必要な女性に関しては、その円滑な利用が促進されるよう、ニーズに合った支援を行うこと。
- ③ 行政機関と民間団体が、地域で顔の見える関係を構築し、互いの良さや強みを生かして、対等な立場で連携・協働することで、より良い女性支援を目指すこと。
- ④ 性犯罪・性暴力等の被害者など困難な問題を抱えた女性たちや、支援者等に対して、様々な形で誹謗中傷や妨害行為が行われることにより、支援へのアクセスが妨げられ、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力等の根絶に向けた歩みが妨げられるようなことはあってはならず、すべての支援者、支援機関が一丸となって、こうした姿勢を発信すること。